

2025年11月21日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた県内金融機関連携について

株式会社福岡銀行（取締役頭取 五島 久）は、福岡県内の金融機関と共同で「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、手形・小切手の利用廃止の周知活動に取り組むことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

政府方針をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取り組みを行っています。このたび、福岡県内の金融機関が連携し、2027年3月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されることの周知活動を進めてまいります。

2. 取組内容

手形・小切手の利用廃止に向けたお客さま配布用の共同リーフレットの作成と周知活動の実施

3. 連携金融機関（金融機関コード順）

福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡中央銀行 福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合

4. 連携開始日

2025年11月21日（金）

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)福岡銀行 事務管理部 担当：深川
TEL 092 - 723 -2455

紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



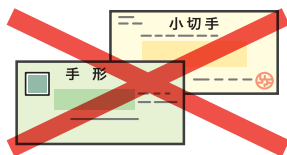
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負担軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

